

平成29年度 第4回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

平成29年9月5日（火）

新宿区 総合政策部 区政情報課

午後 2時00分開会

【会 長】ただ今より、平成29年度第4回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会致します。よろしくお願い致します。

議事に入る前に、本日の資料について事務局の方から確認をしていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

【区政情報課長】皆様、本日もよろしくお願い致します。

まず、事前にお送りをした資料についてです。資料27から資料34までの8件の資料と、情報提供資料ということで、個人情報保護条例の一部改正についての資料を1件送付させていただいております。また、本日、資料の差替えと、情報提供の追加の資料がございまして、机上配付をさせていただきました。大変申し訳ございませんが、資料等の差替え、追加をお願い致します。

まず、資料27-3の3ページ目がコピーのミスで斜めになってございましたので、その差替えをお願いしたいと思います。

次に、資料28ですけれども、資料28-2から資料28-4まで修正が入ってございまして、その差替えでございまして。

それから、資料31についてですが、資料31の参考31-2、これが防犯カメラの設置に関する要綱ですけれども、その差替えをお願い致します。

それから、資料33でございましてけれども、参考33-2、こちらが差替えとなります。恐れ入ります、差替えをお願い致します。

それから、本日机上に「個人情報保護事務の手引」というファイルを置かせていただきました。こちらの手引きの修正がございましたのでお配りしてございます。また、会議の一番最後に簡単にご説明をしたいと思います。それから、審議会の年間の日程表（修正版）を机上配付してございます。

次に、資料の確認をお願い致します。まず、資料27には資料27-1から資料27-4まで、それから参考27-1と参考27-2が付いてございます。資料28には資料28-1から資料28-4まで、それから参考28-1と参考28-2が付いてございます。資料29には、資料29-1、それから資料30には資料30-1、資料31には資料の31-1と、参考31-1から参考31-3までが付いてございます。それから、資料32でございましてけれども、資料32-1が付いてございます。資料33ですけれども、資料33-1、それから33-2、参考33-1から参考33-3まで、資料34ですけれども、資料34-1とそれぞ

れ添付資料が付いてございます。

資料については以上でございます。

本日の進行ですけれども、資料 2 7 と資料 2 8 については関連でございますので一緒に説明、それから同様に資料 3 3 と資料 3 4 についてもまとめて説明をさせていただきたいと思っております。

私からは以上でございます。

**【会 長】** 資料の点で何かご質問ございますか。なければ審議を進めてまいります。

説明される方は、資料を読み上げるだけではなく、要点を説明していただいて、必要に応じて報告をするようお願い申し上げます。

それでは、最初に資料 2 7 と資料 2 8 とは関連性があるそうなので、併せて審議致します。

では、資料 2 7 「コンビニ交付サービス導入に伴う特定個人情報保護評価（全項目評価）の実施について（戸籍住民課）」と資料 2 8 「コンビニ交付サービス導入に伴う特定個人情報保護評価（全項目評価）の実施について（税務課）」であります。それでは、ご説明をお願いします。

**【戸籍住民課長】** それでは、私からコンビニ交付サービス導入に伴う特定個人情報保護評価（全項目評価）の実施についてご説明致します。

資料 2 7 を 1 枚おめくりいただき、1 実施理由をご覧ください。住民基本台帳に関する事務においては、住民票にマイナンバーが記載され、新たに特定個人情報ファイルを保有することとなったことから、番号法に基づき 2 7 年度に特定個人情報保護評価を実施したところです。新たに特定個人情報ファイルを保有するときのほか、現に保有しているファイルに重要な変更を加えようとするときも評価を実施する必要があり、具体的には既に公表している全項目評価書のうち、個人情報保護委員会の指針に掲げる項目の内容を変更することが重要な変更に当たります。

3 0 年 1 2 月からコンビニ交付サービスを導入するに当たりまして、既に公表している評価書のリスク対策に係る記載内容を変更致しますが、これが重要な変更に該当することから、再度評価を実施するものでございます。

評価書の変更内容に触れる前に、コンビニ交付サービスの概要についてご説明を致します。

カラーの資料 2 7 - 1 をご覧ください。コンビニ交付サービスとは、全国のコンビニエンスストア等で住民票の写しなどを取得できるサービスのことでございます。ただし、キオスク端末が設置されている店舗に限ります。利用するためにはマイナンバーカードが必要です。取得できる証明書は記載のとおりで、利用できる時間は朝 6 時 3 0 分から夜 2 3 時までとなっております。

ります。コンビニ交付サービスのメリットは、区役所に行かなくても、また開庁時間以外でも全国のコンビニで証明書を取得できることです。

続いて、中程の図をご覧ください。左下の女性がマイナンバーカードを持ってコンビニで証明書を取りに来たところでございます。まず、キオスク端末にカードをセットして、ご自身で設定した4桁の暗証番号を入力して、取得する証明書を選びます。水色の矢印を辿っていただきますと申請情報が地方公共団体情報システム機構を經由し、区の証明書自動交付システムまで届きます。

次は、オレンジ色の矢印を辿っていただきますが、証明書自動交付システムから証明書データをPDF画像に変換して送信し、機構の証明書交付センターでその画像に偽造・改ざん防止措置を追加致します。そして、コンビニで手数料が納付された後、キオスク端末から証明書を印刷致します。また、主なセキュリティ対策と致しまして、通信の安全対策、証明書データの不保持、証明書の偽造・改ざん防止措置、取忘れの対策をとってございます。

裏面をご覧ください。8. セキュリティ対策（詳細）と記載してございますが、コンビニ交付サービスに係わるコンビニ事業者、機構、新宿区、それぞれにおきまして講じているセキュリティ対策を整理したものです。評価書におきましては、これらの対策を該当の箇所に反映し、追加する変更を行うというものでございます。

次に、資料27-2をご覧ください。こちらはパブリック・コメントでも公表する資料で、コンビニ交付サービス導入に伴う評価書の変更内容を簡単にまとめた資料になります。

続いて、資料27-3をご覧ください。新旧対照表でございます。こちらは人事異動・組織改正を含め、この度の変更箇所全てを記載した対照表になってございます。

続いて、資料27-4、変更箇所一覧をご覧ください。こちらは評価書の全ての変更箇所を赤字で記載してございます。この中からコンビニ交付サービスの実施に関連しまして、変更した箇所を順にご説明致します。

まず、5分の1ページをご覧ください。こちらは評価書のIに基本情報に係る変更箇所の記載でございます。中程の記載にあります4、②システムの機能をご覧ください。こちらは現在、自動交付機でも利用しています証明書自動交付システムの記載ですが、この中に、3. 証明書データ作成等機能と致しまして、キオスク端末を利用した住民票の写し等の各種証明書発行要求に対しまして、PDFデータを作成し、機構に設置してある証明書交付センターに送付する機能を追加致します。

次に5分の2ページ、裏面をご覧ください。この図は住民基本台帳ファイルを取り扱う事務

の流れの全体像を示してございます。右上に当たります赤い枠の線内でございますが、コンビニ交付サービスの実施によって、新たに加わる流れの記載を追加したものでございます。

資料1 ページ飛ばしていただき5分の4ページをご覧ください。こちらは評価書のⅡ 特定個人情報ファイルの概要に係る変更箇所です。資料上部の7. 備考の欄をご覧ください。機構の証明書交付センターでは、証明書データを保持しないほか、キオスク端末では証明書交付発行後、速やかに証明書データを消去する仕組みとなっており、区以外のものが特定個人情報を保有することはないというファイルの保管、消去に係る部分を追加してございます。

続いて、資料5分の5ページをご覧ください。このページはⅢ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策に係る変更箇所です。冒頭、概要説明でも触れましたが、コンビニ交付サービスにおけるセキュリティ対策の変更箇所に当たりまして、指針に基づいた重要な変更該当する箇所になります。この中の7. 特定個人情報の保管・消去の欄にある⑤物理的対策の中、具体的な対策内容について追記してございます。まず、証明書交付センターにおける措置としまして、サーバをセキュリティの確保されたデータセンターに設置し、入退室管理を厳格に行うこと。次に、キオスク端末における措置として、端末は施錠されており、端末保守員以外は開錠することができないこと。続いて⑥技術的対策の具体的な対策の内容についてです。まず、証明書交付センターにおける措置として、証明書自動交付システムとの間はL G W A N回線で、キオスク端末との間は専用回線でそれぞれ接続され、閉域性を確保することで第三者からのアクセスを排除すること。また、これらの回線におけるデータの通信は、S S Lという暗号化通信の方針をとっていること。次に、キオスク端末における措置として、証明書データは発行後速やかにセキュリティソフトによって自動的に消去されることを追加しております。

その資料の一番下になります。特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスクおよびそのリスクに対する措置と致しまして、これまで追加したもの以外のリスク対策を記載しております。キオスク端末では、個人番号カードの取忘れ防止や証明書の取忘れ防止のための措置が、記載のとおりとられています。また、万が一証明書をとり忘れた際は、コンビニ等の従業員が警察署に届出を行うという内容の契約が、機構とコンビニの事業者の間で締結されるというものでございます。

最後に資料27にお戻りください。5 今後のスケジュールをご覧ください。9月15日からパブリック・コメントにより意見募集をし、それが終了致しましたら速やかに意見の反映と外部の専門業者による第三者点検を行います。第三者点検終了後、その結果を踏まえて来年の

本審議会に報告を致します。

なおその際、コンビニ交付サービス導入に伴いまして電子計算機による個人情報の処理の変更及び外部電子計算機との結合について諮問させていただくほか、業務委託についてもご報告させていただく予定でございます。2月に個人情報保護委員会に評価書を提出し、同時に評価書の公表を行います。平成30年4月以降はシステム改修などに着手致しまして、30年12月にコンビニ交付サービスを開始の予定でございます。

以上で説明を終わります。

【会長】 そうすると、今度は資料28の説明ですね。それではお願いします。

【税務課長】 まず、本日机上配付致しました資料の変更内容についてご説明を致します。

この度、税務課におきましても戸籍住民課と同様に、平成30年12月から税証明のコンビニ交付サービスの導入を予定してございます。事務の流れやリスク対策等については、2課ほぼ同様の内容となっております。そのため、評価書の記載については戸籍住民課と税務課でほぼ同様の内容とすべきところ、一部の記載について税務課での記載のない箇所がございました。したがって、その部分を追加させていただいたということでございます。

追加箇所につきましては、本日机上配付致しました資料28-2を元に説明させていただきます。恐れ入りますが、資料28-2、右上に赤字で「9月5日差替え版」と記載のある資料をご覧ください。追加箇所につきましては青字、下線で追加を致しました。内容につきましては、戸籍住民課と重複するため省略を致しますが、4 コンビニ交付サービスにおける証明書データの不保持についての追記、5 特定個人情報の漏えい・滅失・棄損を防ぐための物理的・技術的対策についての追記、6 5以外の対策についての追記の(2)及び(3)を追加致しました。

同様に、本日机上配付致しました資料28-3及び資料28-4につきましても、青字、下線で追加してございます。本件変更のため当日の机上配付となってしまいましたことをお詫び致します。申し訳ございませんでした。

それでは、資料の説明に入らせていただきます。資料につきましては、戸籍住民課と重複する点多々ございますので、異なる点のみご説明させていただきます。

資料28の裏面をご覧ください。1から4まで戸籍住民課とほぼ同様の内容となりますが、評価書の変更箇所が一部異なります。資料28-4を元にご説明します。

資料28-4、6分の6ページをご覧ください。この6分の6ページの7. 特定個人情報の保管・消去と題されているところについて記載したところですが、税務課固有のリスク対策が

ございます。リスク2、特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置の内容の赤字部分に、証明書自動交付システムにおける措置として、証明書自動交付システムにおいては、年度更新時、毎年税情報は更新されますので、更新作業が必要となりますが、その年度更新時に古くなった税情報を消去し、常に直近4年間の税情報のみを保有するようにしていると、こういう仕組みのため古い情報のまま、その機械に保有され続けることがないということを記載してございます。これは現在、税証明につきましては6階の窓口におきましても、直近4年分の税証明を対象としていると、これに合わせているというようなことになってございます。

最後に、資料28の裏面にお戻りください。今後のスケジュールと書いてございます。こちらにつきましては、先程戸籍住民課の説明の中にございましたものと同様のスケジュールになってございます。

【会 長】 それでは、資料27と資料28につきまして、ご質問かご意見ございましたらどうぞ。三雲委員。

【三雲委員】 両方に共通するご質問なのですけれども、まず、コンビニの事業者というお話なのですが、どの事業者とこの事業を行うのかというのを教えてください。

【会 長】 どうぞ。

【戸籍住民課長】 コンビニエンスストアですが、現在利用できるコンビニ事業者と致しましては、全国5万3,000店舗ですが、いわゆる大手のコンビニはほとんど網羅してございます。セブンイレブン、ローソン、サークルKサンクス、ファミリーマート、それ以外にもセイコーマート、私でも名前が分かる場所ですとミニストップですとか、いわゆる全国のチェーンのストアは、ほぼ全て提携をしてございます。ただし、先程ご説明致しましたが、その店舗にも大きさの規模に違いがございますので、キオスク端末の設置してある店舗で利用できるということでございます。税務課、税証明についても全く同様でございます。

【会 長】 三雲委員。

【三雲委員】 コンビニ事業者との関係なのですが、区が直接関係を持つのか、あるいはそうではなくて証明書交付センターなり、地方公共団体情報システム機構なりが関係を持つのか、これはいずれなのでしょう。

【会 長】 ご説明ください。

【戸籍住民課長】 ご説明に使わせていただいた資料1をご覧くださいませ。カラー刷りの資料でございますが、ご質問は真ん中の6番にありますサービスのイメージの中で、それぞれコ

コンビニの事業者があり、地方公共団体情報システム機構がございまして、サービスの契約の手法という部分かと思えますけれども、新宿区は真ん中、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）と直接コンビニサービスの委託契約を結びます。真ん中の機構は先程申し上げた大手のコンビニ事業者と契約を結んでいるとそういう状況でございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】直接の契約ではなくて機構を通じた、それは当然そうだと思いますけれども、それで専用回線というお話がありまして、図を見ると全てのキオスク端末とJ-LISとの間に専用回線が引かれているという概念図になっていますけれども、これは物理的な意味での専用線ということなのか、それとももう既にキオスク端末が持っている通信回線に何らかの措置を施して、専用線として取り扱っているのか、これはいずれなのでしょう。

【会 長】ご説明ください。

【戸籍住民課長】先程も使わせていただいたイメージ図で言いますと、何やらコンビニのキオスク端末と直接回線が、J-LISと繋がっているように図には表してございますが、回線と致しましては真ん中、機構とコンビニ事業者の本部とは、このコンビニ交付のための専用回線を設けてございます。私が聞いている範囲ですと、コンビニ交付のための回線を用意して、機構とコンビニ事業者は契約をしているというふうになってございますので、その先の技術的な回線の中のどの部分を分けて使っているかどうか、あるいは1本物理的な別の線を引いているかということまでは調査し切れておりませんが、あくまでこのサービスをするために専用で用意している回線を使っていると聞いておるところであります。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】J-LISとコンビニ事業者本部さんとの間に専用線が引かれているということは、今のご説明で分かったのです。今度はそうすると、本部が持っているサーバなり大型のコンピュータで、それぞれの店舗にあるキオスク端末との間は、これはどういう回線で結ばれるのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【戸籍住民課長】お手元に資料をご用意してなくて申し訳ございません。実際にコンビニ交付を行うに当たって、機構とコンビニ事業者が結ぶ委託契約書、仕様書等が全国で行っているサービスですので、フォーマットがございまして。私どももこれに則りまして、このサービスに参加するという予定でございますが、この中ではコンビニの店舗ネットワークとコンビニにECセンターというものがございまして、この行政サービスをメニューとして、コンビニが、コン



コンビニ交付のサービスを始めるに当たって設置しているセンター、と書いてございますが、そのセンターと各店舗とは、許可された通信のみの接続を可能とされた回線により、通信をしているという仕様になってございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】今、おっしゃった許可された通信のみが行い得る回線、これは専用回線と理解してよろしいのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【戸籍住民課長】あくまで仕様書で分かる範囲というお答えをさせていただきますけれども、仕様書におきましては、先程言った店舗とのネットワークは閉域性の確保された専用回線を使用し、第三者からのアクセスを排除することという仕様に基づいた回線を使用しているというところでございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】いずれもそれぞれのキオスク端末とコンビニ本部のサーバとが専用回線であるということ、またそのコンビニ事業者の本部のサーバとJ-LISとの間は専用回線で結ばれているということ、今ご説明いただいて理解しました。そうすると、この資料27-4の5分の5ページの「証明書交付センターにおける措置」という記載がそのとおり、今ご説明されたとおりの記載なのかどうかというのが、ちょっと分からないなというのがありまして、ここでは「キオスク端末との間は専用回線でそれぞれ接続し」となっておりまして、この記載だと、この概念図にあるように、それぞれのキオスク端末がJ-LISとの間に専用回線を持っているかのような記載なのですけれども、今おっしゃったご説明との間にちょっと違いがあるように思いますが、この辺はどうでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【戸籍住民課長】その点ではおっしゃるとおりの部分がございまして。この説明では誤解されかねない部分もありますので、実態に則した修正を検討したいと思っています。

【会 長】よろしいですか。川村委員。

【川村委員】今回、コンビニ交付ということで、今ご説明いただいた内容は理解できたのですが、他区で、これはコンビニ交付、マイナンバーカードを使っているのか住基カードを使っているかということは違いがあると思うのですが、その先行している他区のシステムとの相違があればお伺いしたいと思います。

【会 長】ご説明ください。

【戸籍住民課長】 先行自治体との相違があればというご質問でございます。例えば、コンビニ交付サービスは、23区の中で現在導入しておりませんのは千代田区、そして私ども新宿区の2区だけでございます。21区が既に導入済みという状況でございます。それぞれの区で行っているサービスは、若干ですが細かい条件に違いもございます。一番お伝えしやすい内容で言いますと、1回の発行の手数料もそれぞれの区で設定してございますので、違いはそれぞれございます。また、委員からご質問がありました私どもが導入しようとしておりますコンビニ交付は、マイナンバーカードを持って、マイナンバーカードを使って利用できるサービスということで構築をし、導入をすることを考えてございます。他区で行っている事業の中には、マイナンバーカードと住民基本台帳カードの両方で使えるサービスを行っている区もございます。先行の自治体の中では、数で言いますと8区ほどが、住民基本台帳カードも使えるという形の制度として行っています。

【会 長】 川村委員。

【川村委員】 先程三雲委員のご質問で、サービスのイメージの図の問題がありましたけれども、そうしますと住基カードを使って、あるいは併用をして導入する区ということでいうと、このイメージ図といいますか、専用回線を使ってとか、この全体の流れというのは、基本的にこの形と同じということでもいいのかどうか、ということと、あと両方使える場合のシステム構築と費用的な違い、相違がどれほどあるのかお伺いしたいと思います。

【会 長】 ご説明ください。

【戸籍住民課長】 先程イメージ図のお話を出していただきましたが、マイナンバーカードを使ったコンビニ交付サービス、それから住民基本台帳カードを使ったサービス、サービス利用のイメージは全く同一でございます。費用の点ですが、ちょっとお時間をいただいて調べさせていただきます。

【会 長】 他に川村委員、質問がありましたら続いてどうぞ。

【川村委員】 先程セキュリティ対策ということで何点か挙げていただいて、それはそれで理解はできるのですけれども、やはりカードの取忘れということは、対策はこういう形ですよというのは分かったのですけれども、現物を忘れてしまうということは多々あると思うのですね。他の先行している自治体の例で、それで重大な事象が起こるかどうかというのは分かりませんが、そういった事故の例があれば、調べてあればお伺いしたいと思います。

【会 長】 ご説明ください。

【戸籍住民課長】 証明書の取忘れに関する事例でございますが、現在のところ先行の自治体

等からそういったことで重大な事故に発展したという報告は聞いてはございません。仮にキオスク端末、マルチコピー機ですけれども、そこに打ち出された証明書をそのままお客様が持ち帰らず残っていた場合、店員が発見した場合には先程申し上げたとおり、遺失物として警察に届けるということになってございます。その他、例えば利用されたお客様が、その後に利用されたお客様が忘れたものを持っていってしまうリスクというのは、確かに考えられることかとは思いますが、このマルチコピー機のメニューですけれども、最後の取忘れ防止にしましては、アナウンス、それから画面のメッセージもそのタイミングで出ておまして、そこに忘れ物はないですかというメッセージに対して、自分で確認のボタンを押さないと先に進まないというところがございますので、その点は最後のご利用者の方のところ、十分ご注意ください。ただければなというところで考えてございます。

先程の費用の点をご報告させていただいてよろしいでしょうか。

ご質問は、このコンビニ交付サービスを住民基本台帳カードでも利用できるようにするにはということですが、この場合費用、概算ではございますが200万円から400万円の間の額がかかるといって調べでございます。

【会 長】川村委員。

【川村委員】そうすると、今の費用のお話だと年間200万円から400万円というお話か、イニシャルコストなのかという、そこをもう一度。

【会 長】ご説明ください。

【戸籍住民課長】先程申し上げた金額でございますが、住民基本台帳カードでも使える仕組みなのでございますけれども、住民基本台帳でも読み込めるシステムという形をとるためのイニシャルコストでございますので、初期にかかります。ランニングとしましては、それ以外に現在、住民基本台帳カードをお持ちの方が、コンビニでも使えるようにするためには1つ手続が必要になります。この手続は区役所あるいは出張所の方で、もし仮にそういうことになりますと受けることになりますけれども、その登録のための言ってみれば人件費というのを費用としては考えるところでございます。

【会 長】川村委員。

【川村委員】分かりました。最後お伺いしたいのですけれども、千代田と新宿以外の21区ということですので、コンビニ交付の状況が分かればということですが、先程の取忘れについては防止の措置は分かりましたけれども、実際そういう事象が起こっている件数みたいなものが、もし分かれば、調べてあればお伺いして終わりたいと思います。

【会 長】お願いします。

【戸籍住民課長】お尋ねの点ですけれども、実数として、数字として抑えているものはございません。

【会 長】では、西村委員、どうぞ。

【西村委員】先程から再三出ております資料28-1の6番のコンビニ交付のイメージ図というので、これに関して質問させていただきたいのですけれども、ここには3つ団体名が書いてありまして、コンビニ事業者、真ん中に地方公共団体情報システム機構と、それから新宿区と、これの間に委託関係が新宿区は真ん中の地方公共団体情報システム機構に委託し、その機構はさらにコンビニ事業者と委託しているという二重の委託の関係だとあります。これから新宿区はこの導入に当たって、利便性と安全性と両方ともアピールしていくという形をとると思うのですけれども、先程から例として出ているご説明のあった、コンビニで取忘れがあったら、それはちゃんと店員が遺失物として警察に届けるというような、そういうようなことは実は機構とコンビニ事業者の間の委託の問題であって、新宿区は直接関与しないといえますか、いわばそういうのに対して指導・監督に当たるような立場だと思うのです。そうしたときにその区民に対してアピールをしていくときに、先程のようなことを抜粋してしまいますと、新宿区がそれに対して情報セキュリティの責任を負っていると受け止められかねないと思うのですね。

ですから、その辺の責任体系がどうなっているかということ、やはり分かりやすく言う必要があるのではないかと。あくまで恐らくその契約は新宿区と機構との間は、その間のやりとりに関して完全に安全性が保障されているということを保証するものでしょうから、そういう契約内容になっているのしょうから、その先についてどの程度、何か不具合が起きたときに、新宿区が何かこういうことを、機構とコンビニ事業者の間の契約に、これをまたさらに追加してくださいというようなコントロールができるようなシステムになっているのですか、その辺りをちょっと教えてください。

【会 長】これは自動交付システムというのだから、新宿区は職員が手を加える過程というのではないでしょう。要するに機械が問合せを受けたら、新宿区内の自動交付システムが機能をして、自動的に動いて機械だけの対応で、職員が個別に何かを作業をするということは含まれていないのでしょうか。それも併せてご説明ください。

【戸籍住民課長】ご質問の点でございますが、このコンビニ交付サービス、最終的にはお客様が、新宿区が発行する証明書を手に取られるというところですので、間違いのないものが確実に届くというところに関しましては、新宿区もきちんと責任をとるところで、次の契約

の事業者ごとのお話ではないかというご指摘もございますが、その部分も、区以外のことで、すので全く関与しませんということではございませんで、先程もちょっとご説明しましたが、仕様書なども含めましてセキュリティ対策の部分は、きちんと確保できるように対策をとっているところでございます。

また、区の職員に係わる部分というところでございますが、先程言いましたように証明書、間違いのないきちんと印字されたものが出るというところまでは責任がございましたので、内容に間違いがもちろんあってはいけないことですが、不備があれば元のデータは新宿区で持っておりますので、その内容についてのお問合せは区の方で受けるという責任分担をしているところでございます。

【会 長】私が聞いたのは、自動交付システムだから、交付する段階ではチェックしていないのですかということです。後で問題になったものが、利用したときに誰かが責任を持って調べるといのは、それは分かります。そういうことではなくて、発行するまでの間には、職員の個別の対応は入っていないのではないかと聞いたのですが、その点はどうか。

【戸籍住民課長】おっしゃるとおりでして、無事に発行されるものを想定して契約を結んでございますので、その中では契約の中で、こういったシステムが正常に稼働するところを見ているだけでございます。

【会 長】これはもう機械が持続的にシステム機構の方から問合せがあれば、新宿区の交付システムの方が自動的に動いて、自動的に回答をして、PDFで送るようにシステムが組まれているわけでしょう。だから、誰もみんな機械を見ていなくても、自動的に発行されるというシステムなのでしょうという確認です。

【戸籍住民課長】失礼致しました。おっしゃるとおりでございます。

【会 長】他に何かご質問。鍋島委員。

【鍋島委員】これの今の資料28-2と、それから資料28-1も関係あるかと思うのですが、けれども、このコピー機自体ですよ。これはどこの所有になっているか。というのが、私も消費生活センターにおりましたけれども、コンビニや何かが閉じるときに、この始末が大変になるというときがあるのです。それで、この機械は大丈夫と思いますけれども、個人情報が残ってしまっているコピー機もあるのです。そうしますと、コピー機自体もそうだし、この個人情報の守り方もありますので、それが1つ。それから、新宿区の方の住基ネットで出す自動のものについては、ちゃんと囲いがありまして、それで防犯カメラが付いているかどうか分かりませんが、ATMなんかはみんな防犯カメラが付いていますよね。こういう情報は

金よりもお金になるような、消費生活センターだとあるものですから、それを狙ってコンビニなんかの場合ですと忙しいですから、見ている人がいなければ、いろいろな事件が起こってきますから、そういう場合に防犯カメラがあればすぐそれは捜査できますよね。だから、囲いになって防犯カメラが見られたら困りますものですから、やはり新宿区のような囲いで、それを仕様書の中にうたうのかどうかということが2つ目にあります。

やはり情報の今の受け方や何かはセキュリティをチェックなさるでしょうけれども、超高齢時代になりますから、高齢者はこれやるときに店員に聞いたりして、情報が漏れないようにしてほしいので、そういう観点も、使い方とか機械の問題とかそういうことでお聞きしております。

【会 長】何かご説明があればどうぞ。

【戸籍住民課長】まず1点目でございます。コピー機と言われましたが、このコンビニに置いてありますマルチコピー機、キオスク端末でございますが、ご心配の、情報が残っていたらどうかというお話ですが、これにつきましてはお客様が証明書をとられた後は、ソフトが入っております、そのデータはコピー機の中には残らない、消去される仕組みでございます。

それから、コピー機を利用される方の利用場所における措置ということでございますが、なかなか目隠しというようなことはできませんけれども、コンビニ事業者との契約の中では、防犯カメラ、監視カメラを設置することということが明確にうたわれておりますので、そのコピー機の操作の場面は、監視カメラできちんと抑えていると理解しております。

また、店員が操作を手伝ったりした場合に、何かしら情報を見た、あるいはそれを悪用することがないかというお尋ねでございますが、そういったことがないように各コンビニ業者の中では、契約書の中にこのサービスをするに当たって注意すべき点、守るべき事項というのが契約に書いてございますので、その中で運営されているものと考えております。

【鍋島委員】ありがとうございます。防犯カメラがきちっと映るように。防犯カメラがついているのですよ、コンビニは。それではなくてその専用につけていただかないと安心できないと思うので。

【会 長】関連ですけれども、まず、基本的にこのマイナンバーカードを持っていけば、誰でもその人の情報が手に入る可能性がありますよね。まず、それが1つ質問です。お答えを。

【戸籍住民課長】マイナンバーカードを使つてのサービス利用でございますが、コピー機の前に行きますと自分の必要なサービスを選択します。行政サービスに進みますと、住民票ですか印鑑登録証明書ですかと出てきます。その前に、マイナンバーカードを設置してくださいとメ

ッセージが出ますので置きます。そのときに暗証番号を入れてくださいというメッセージが次に参りますので、そのカードの持ち主が、暗証番号もご自分の番号であるという前提の上でのサービス利用になってございます。

【会 長】家族でもいいということですね。だから、その人から、本人から暗証番号を聞いてカードを持っていけば手に入るということが1つありますよね。それでさっきの監視カメラ、この機械の専用のカメラが付くということですか。そうだとすると、その映像の保存期間はどのようになっているのですか。

【戸籍住民課長】先程来ご説明に使わせていただいておりますコンビニ事業者と機構との契約書、仕様書の中におきましては、取扱い店内に監視カメラを設置することという記述にとどまっておりますので、確実にその専用のカメラというところは、この仕様では読み取れない状況ではあります。

【会 長】銀行のATMですと専用になっていますから、全て残って何時何分に誰が来てというのだから、操作した人が特定できるのですけれども、今のだと、例えば入り口にある監視カメラだとすれば、その機械に行って誰が操作したかというのはほとんど分からないですよ。その映像の保存期間はどれくらいですか。

【戸籍住民課長】申し訳ありません。保存期間につきましては把握してございませんのでお答えはできませんが、コンビニのカメラはおっしゃるとおりで、専用のカメラでないことは確かでございますが、コンビニ内の監視カメラ、恐らく事業者としてはこのコピー機の近くに、最近ではATM機もございます。そういった箇所を常時重点的に撮っていると思われまして。その保管期間がどの程度なのか、24時間録画されているのかどうかは、先行の自治体の心配事でもございますので、情報収集して対応したいと考えてございます。

【会 長】新宿区だけで契約して設置させるわけにもいかないのだから、それはしようがないにしても、ちゃんとそこらは確認したほうがいいですね。他に質問か何か。鍋島委員。

【鍋島委員】今の関連ですけれども、そうするとその契約書はどことやるようになっているのですか。

【会 長】ご説明ください。

【戸籍住民課長】緑色のイメージ図がございますが、一番右が新宿区でございますので、新宿区と一番左のコンビニ事業者は、直接は契約を結びませんが、この真ん中の機構とコンビニ事業者が結ぶ契約書の中に、カメラの設置に関する記述がございますので、そこの部分でコンビニ事業者は、取扱い店舗にカメラを設置してございます。

【会 長】鍋島委員。

【鍋島委員】それは新宿区も入っている契約ですか。

【会 長】ご説明ください。

【戸籍住民課長】新宿区独自のサービス、あるいは先程コンビニ名を申し上げましたが、セブンイレブン独自、ファミリーマート独自のサービスではございませんので、全国で行っている機構が中に入っている契約の仕様書は、全国共通の仕様書で行っておりますので、この度新宿区が参加するサービスも同じ仕様書の上での契約ということでございます。

【会 長】新宿区が入ってほしいという希望のようではすけれども、入る可能性はありますか。

【鍋島委員】区民が利用するわけで、区民からパブリック・コメントをいただくとすれば、やはり新宿区が関わらない契約に何を言っても仕方がないではないですか。だから、やはりそれは契約ですから、消費者センターの方から言えば、それがあっても契約は何かの点では結べないことはないのではないかと思うのですけれども、本当のところは分からない。

【会 長】何となく、真ん中のシステム機構の代わりにするところのように思うのです。

【鍋島委員】こういうところがさっぱり、はっきりしていないから。

【会 長】だから、それは全体的にはシステム機構と、新宿区の契約でというか、自治体の契約できちっとそこらをやってもらわないとしようがないけれど。

【鍋島委員】そうなのです。新宿区が入っていないと。

【会 長】コンビニ事業者で、さっき誰かから質問、責任の問題が出ていましたけれども、コンビニ事業者のミスは、システム機構が原則責任をとるのでしょうか、それとも新宿区が責任をとるのでしょうかというようなことです。コンビニ事業者のミスで、細かいことは何でもいいのですけれども、何か、コンビニ事業者のミスで責任問題が発生したときに、それはこの真ん中のシステム機構が責任をとるのか、新宿区が責任をとるのかどっちなのか。

【戸籍住民課長】コンビニ事業者のミスといいますと、先程来申し上げている委託契約に反することをを行った場合、という想定でお話をさせていただきますが、その場合にはイメージ図の真ん中の機構が委託契約をしてございますので、契約に基づいて、そのミスに対する賠償請求ですとかそういったものができる。また、新宿区はこの機構と契約を結んでいる中で、その事故なり事件なりがこのサービスを行っている新宿区にとって、重大な影響があるということと言えますと、機構がコンビニ事業者に請求した金額の範囲内で、新宿区も賠償請求できるという契約の仕様になってございます。ですので、コンビニで起こったミス、事故に関して、機構だけが全く責任を負うというものではございませんで、その元は新宿区が依頼をしているサ



ービスでございますので、内容を見てそれぞれの責任分担で、場合によっては賠償請求をするというようなことも想定はございます。

【会 長】いずれにしる新宿区というか自治体が何か希望が言えるような構造、契約でやるか、事実上そうなるのか分かりませんが、多分任せっ放しということはないと思うので、このことについて、三者協議で全ては行われているのだと思いますけれども、自治体の方でも言いたいことをちゃんと言って、個人情報、区民が被害を受けないように気をつけていただきたいと言っておきます。

それと今、戸籍住民課のことばかりで聞きましたけれども、実はここに今、税務課の情報も入っているというわけなので、拝見すると納税証明も出るという、先程申し上げましたように、成り済ましでカードを預かって暗証番号を聞いて、世の中にはその程度の人があるから、その人が行って引き出すということは十分考えられるわけですね。ですから、特に税務課の情報というのは、相当個人にとっては極秘の情報なわけですね。それが、私に言わせると意外に簡単に取れるようになるのではないかと思うわけですね。人によってですよ。普通の人なんか取れないけれども、ちょっとした人なら取る方法がありますよね。だから、そういうことを考えるとやはり相当慎重に運営をしていただかないと、マイナンバーカードは渡してしまっていて、区としては知りませんよ。本人が暗証番号を教えたのか、それも知りませんよ。納税情報が出たってそれはしょうがないですね。それはもう国の制度で、こういうシステムができてしまったのだから、新宿区は全く知りませんよ。そんな話で住民サービスができるのかなという気がする。ただ、これは新宿区だけで云々という話ではないのだから、これ以上は言いませんけれども、やはり相当慎重に、今、鍋島委員がおっしゃったように、やはりちょっと何か不安があるわけですね、住民に。そういうことをよく考えていただいて、運営していただきたいなと思います。

他にご意見かご質問ございませんでしょうか。伊藤委員。

【伊藤委員】資料27-1の先程のイメージ図なのですが、このPDFの取扱いについてコンビニ事業者のところでは多分ダウンロードが行われるという、そういったことだと思うのですが、例えば間のシステム機構、証明書交付センターだとこれはそもそも保持しないということになっておりまして、新宿区では一方でPDFが作成されると書いてあるのですが、ここのデータのやりとりのPDFの扱いというのがどうなっているのか、というのが気になっていまして。この新宿区の作成というのはそもそもファイルとして存在するのかということですね。1回作ったものはそのまま残るのか、あるいは1度だけ生成して、その情報だけ

が証明書交付センターに行って、ファイルではなくてプログラム上のPDFだけがこちらに入って、最後の段階で、ここでPDFが生成されて保存されるのかとか、ここがどうなっているのかというのが分からないと、これ全部にファイルが保存されるということだ、これはあまりよろしくないと思うのですが、この辺はどうなのですか。

【会 長】ご説明ください。

【戸籍住民課長】資料27-1のイメージ図でございますが、真ん中の機構の証明書交付センターにおきまして、PDFが幾つも載っておりますので情報があるように見えますが、こちらも全て情報が通過するだけでございまして、謄本が残ったりということはございません。翻ってこのPDFを作成する新宿区の証明書自動交付システム内におきましても、作成後、情報は残りません。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤委員】もう1回、最初の新宿区のところだけ、真ん中のところは大体イメージはつかめたのですが、作成して記録が残らないというのは、そもそもファイル自体を作らないという認識ですか。保存は一切せずにプログラムにアクセスすると、そのPDFのデータはこうですよというふうに出てきて、それはファイルではなくて、一度生成されたものをこの次に送るという認識ですか。それとも、もうずっとPDFのデータというのも、ファイルとして保存して、それをアップロードするようなイメージなのですか、ここでは通過するだけみたいな、ファイルを作るか作らないかというそこなのですか。

【会 長】ご説明ください。

【戸籍住民課長】新宿区の証明書自動交付システム内のお尋ねでございますが、要求の都度その方の、例えば住民票のPDFファイルのデータを作成します。これを機構に送信をします。区の交付システムの中には作成をしたデータは残りません。送った後、区の証明書自動交付システム内のPDFデータは消去されて残らないというところでございます。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤委員】資料を見ていても、区の方のデータの取扱いについて分かりづらいところがやはりあるなと思ひまして、そのセキュリティ対策のところでも区のデータが削除されるみたいな話ではなかったもので、もしかしたら削除する必要もなく、その都度生成したものだったら削除するも何も、これも通過するだけという扱いなのかなと思って。だから、こういう表記になっているのかなと思ったのですが、ちょっとこの図だと実際ファイルが作られるのか、作られないのか、それとも新宿区もただ通過するだけというか、実際ファイルが保存されることが一

切ないのかもちょっと分かりづらかったので、どうですか。それはやはり通過するだけなので  
すか。

【会 長】ご説明ください。

【戸籍住民課長】説明が足りなくて大変申し訳ございません。ご指摘の点は、今日お示ししま  
した資料27-4の赤字で変更箇所を書いてございます部分の5分の5ページ、最後のページ  
になりますが、6番、技術的対策のところ赤字で証明書交付センターに関する事、それか  
らキオスク端末に関する事は、今回ご説明もし、追加もしますということでご説明させてい  
ただきましたが、ただ今委員ご指摘がございましたように、当区における措置は全く修正をし  
てございませんが、委員ご質問の点も含めて、当区における措置が実態に則したものになるよ  
うに、修正を考えたいと思っております。

【会 長】考えたいというのは、どういうことですか。

【区政情報課長】今、冒頭戸籍住民課長が説明しましたように、これからパブリック・コメン  
トをかけさせていただいて、最終的にまた本審議会の方に第三者点検もした後の評価書の最終  
案をお示しするということになりますので、先程三雲委員からもお話があった、実態に則した  
修正ですとか、そういったものを反映させていただき、また評価書の最終段階で反映したもの  
をご報告したいと考えております。

【会 長】分かりました。ではそのときに入れていただくと。伊藤委員。

【伊藤委員】どうもありがとうございます。そこはぜひやっていただきたいと思っています。  
私は、特にそんな致命的な問題があるとは思っていませんので、他でもやはり事例があるわけ  
ですから。ただ、ファイルを作った瞬間に消すか、若しくは通過させるだけかのどちらかだ  
と思うので、そこが明記されれば特に問題はないことだと思っておりますので、その2点だけし  
っかり、どちらかというのを確認いただければと思います。

【会 長】他に何かご質問かご意見はございますか。三雲委員。

【三雲委員】ちょっとお伺いしたいのですけれども、PDFを、証明書を自動交付する、これ  
は新宿区のシステムの中で作るのか、あるいはデータだけが送られてファイルは作られないの  
か、いずれにせよ仕組みはあって、なおかつこれは新宿区の方でコントロール可能な仕組みだ  
と思うのですね。これファイルを残すのが適切なのか、残さないのが適切なのかというのがあ  
って、結局新宿区内に保持されるファイルなので、セキュリティという問題ではあまり大きな  
問題はなかろうと思うのですね。他方で、証明書交付センターを通過してキオスク端末で印字  
される、このプロセスに何か間違いがあって、新宿区が送信したものと実際に出てきて出力さ

れたものが違っていた場合に、どこでミスがあったのかということを確認することも必要になってくると思います。そのときに一体新宿区が作ったPDFは何だったのか、ということが問題になりはしないかというのが、ちょっと気になるのですけれどもこの点をどういうふうに考えていらっしゃるでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【戸籍住民課長】新宿区の証明書自動交付システム内の作業のことですが、PDFファイルを作成し、そこから機構に送ると、ファイルそのものはシステムの中に残らないというご説明をしました。ですが、新宿区があるときにどういう内容の証明書を交付したかという履歴は残りますので、その履歴によってその中にはどういう記載の証明書だったかということも確認ができますので、最終的な交付の場面で何かしら問題が起こったときには、そこに辿り着くことは可能だと考えています。

【会 長】他にご質問か、ご意見ございますでしょうか。よろしゅうございますか、これは。結構な時間がかかりましたので、それでは資料27と資料28については、これは報告事項です。了承ということでよろしゅうございますか。本件は2件とも了承ということで終了致します。ご苦労さまでした。

それでは、続きまして資料29「障害者（児）に係る紙おむつ等の助成に関する事務の特定個人情報保護評価（基礎項目評価）の実施結果について」です。

それでは説明をお願いします。

【特命担当副参事】この内容の説明の前に、先程の資料27、28について全項目評価で、今回の資料29は基礎項目評価ということで、簡単にですが、その違いというか、そこだけ冒頭にご説明させていただきたいと思います。

先程の資料27、28のコンビニ交付サービスにつきましては、対象者が10万人以上ということで、こちらの個人情報保護評価につきましては、全項目評価が必要だということでございます。先程、区政情報課長からも説明があったとおり、全項目評価に当たりましては、パブリック・コメント、また第三者点検を踏まえまして、その意見、その内容を踏まえて修正をして、そして区として個人情報保護評価というものを改めて実施をして、国に提出するというようなプロセスを踏むところでございます。先程のコンビニ交付の説明につきましては、パブリック・コメント及び第三者点検を行う前の段階でございますので、先程の委員のご意見、またパブリック・コメント等の意見を踏まえまして修正させていただきまして、改めて本審議会に報告をして、国へ報告をするというような手順を踏むものでございます。

一方で、この資料29の今回の説明につきましては、対象者人数が10万人未満というようなどころで、基礎項目評価の実施ということでございます。基礎項目評価の実施につきましては、パブリック・コメントや第三者点検というものが、特に義務づけられているものではございませんので、今回評価した内容を、本審議会のご意見を踏まえまして、この内容で国に報告させていただく内容になっておりますので、その点違いがございますので、予めご説明させていただいたところでございます。

【会長】では、本題ということですね。

【障害者福祉課長】障害者（児）に係る紙おむつ等の助成に関する事務の特定個人情報保護評価（基礎項目評価）の実施結果について、新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱第5条第1項第6号に基づきまして報告をさせていただきます。

裏面の方をご覧いただきまして、特定個人情報保護評価の実施の理由でございます。区では重度心身障害者（児）の衛生及び健康保持を図ることを目的として、「紙おむつに係る費用助成」を昭和63年から実施しているところです。「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）により平成28年1月から個人番号利用事務というような形になっておりました。しかし、特定個人情報保護評価については対象人数が1,000人未満であったため、『しきい値判断』により実施をしていなかったものです。

今回、高齢者支援課の『高齢者おむつ費用助成受給者』の対象者の見直しが28年度に行われました。身体障害者手帳の1級・2級、愛の手帳1・2度を持つ65歳以上の方々については、こちらの高齢者支援課で以前はやっていたと、それが私どもの障害者（児）のおむつ費用の助成の対象者という形になりました。年齢に関係なく全ての身体障害者手帳の1・2級の人、愛の手帳の1・2度を持つ人について、障害（児）者のおむつ費用の助成の対象者という形になったものです。その結果が、こちらの一覧表の方に載っております29年に1,000人というような形を超えた関係で、しきい値判断の結果が変わったということで、特定個人情報保護評価の実施が必要となったというものでございます。

2番の特定個人情報保護評価の実施結果、番号法に基づきまして障害者（児）に係る紙おむつ等の助成に関する事務について、特定個人情報保護評価（基礎項目評価）を実施しました。新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱に基づき、実施した評価について、個人情報保護委員会へ提出に当たり、本審議会へ報告します。

報告の資料が付いております資料29-1のとおりになっております。

まず、個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言という形で、新宿区は障害者（児）に

係る紙おむつ等の助成における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利・利益の保護に取り組んでいるということを宣言しますとなっています。関連情報では、特定個人情報ファイルを取り扱う事務という形で、障害者（児）紙おむつ助成となっています。

【会長】何かご質問、ご意見ございますか。ないようですから、報告事項ということでした承ということによろしゅうございますか。

本件は了承で終わります。

それでは、資料30「特定健康診査対象者に対する電話勧奨等及び勧奨効果分析業務の委託について（業務の追加）」です。それでは説明をお願い致します。

【健康づくり課長】本日、報告させていただきますのは、特定健康診査対象者に対する電話勧奨等及び勧奨効果分析業務の委託における業務の追加についてでございます。

資料30の2ページ目、事業の概要をご覧ください。本事業の目的でございますが、40歳以上の国民健康保険加入者を対象に区が行う特定健康診査の受診率向上の事業でございます、未受診の方を対象に勧奨を行うものでございます。例年特定健康診査は6月から開始しまして、7月末までの未受診者の方に対しまして、9月から受診勧奨事業を行っております。今年度はさらなる受診率向上のため、例年、電話勧奨では接触ができなかった特定健康診査の未受診者の方について、訪問による勧奨を追加で実施したいという考えでございます。

なお、新たに行います訪問勧奨の今年度の対象者は、電話で勧奨ができなかった方のうち60歳以上の区民、約4,800人を予定しております。訪問時期は1月を予定しております。

訪問勧奨の内容は、健康診査の受診勧奨ですが、もしその方が既に人間ドックや職場の健診等を受けられている場合には、健診結果提出のご協力の依頼も行います。お留守の場合には不在票の投函により対応致します。

2ページ中程には、これまで行っております受診勧奨の全体の概略をお伝えしております。資料30-1の図と併せてご覧いただければと思います。ここに記載してございます勧奨につきましては、平成21年度及び平成23年度の本審議会で、ご了承をいただいている内容でございます。今回追加となります勧奨でございますが、訪問による勧奨でございます、先程ご説明しましたように、今年度60歳以上の国保加入の区民の方に対して行う予定でございます。

3ページには業務委託の内容を記載しております。訪問勧奨が加わることにより追加・変更

となっている部分には下線を引いております。今年度の委託業者でございますが、記載のとおりプライバシーマークとISO27001を取得済でございます。コールセンター業務を受託している業者がそのまま訪問も行いますので、区から業者へ提供する個人情報につきましては、追加、変更はございません。

受託事業者に行わせる情報保護対策でございますが、3ページの下の方に記載してございます。今回、訪問に当たりましては対象者の方のリストを持ち出すこととなりますので、情報保護対策を追加しております。訪問等によって収集される情報の取扱い、訪問リストの厳重な管理、訪問のための外出時に盗難や紛失を防ぐための物理的対策、4から6までに記載してございますが、これに加えまして7としまして、訪問は2人体制で行い、各々が個人を識別できない名簿、これはリストというか個人情報を分割して片方には名前だけのリスト、片方には住所だけのリストと、両方を突合しないと情報が特定できないような形で持つようにすることにより、万々盗難や紛失等があった場合でも、個人を特定するような情報として流出しないようにという考え方でございます。

なお、訪問しても留守である可能性はもちろんございますが、不在票を入れることによりわざわざ来てくれたと理解いただける場合も多いということで、単に郵送で勧奨を追加する場合と比べますと、その後の折返しのお問合せ、あるいは受診に繋がる可能性が高まるものと期待しているところでございます。今年度はこの訪問勧奨の追加により、少しでも受診率の向上に繋がるように取り組んでまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

【会長】ご質問か、ご意見ございますでしょうか。三雲委員。

【三雲委員】今回、事業内容を見ると、目的としては特定健診の受診率の向上ということが書かれています。これは非常に適切な目的だと思うのですがけれども、その後やることを見ていくと、下線部の中に、内容は健康診査の受診勧奨、及び人間ドック等受診確認、ここまではいいのですが、健康診査の結果提出の協力となっていて、これは区が行っている特定健診を受けなかった人で、それ以外のところで人間ドックに入ったりとか、独自に健康診査を受けた人については、その健診結果を出してくれと、こういうことを言うわけですね。これは特定健診の受診率向上という目的とは直接関係のない活動であると思うのですが、どうしてこれが必要になってくるのでしょうか。

【会長】ご説明ください。

【健康づくり課長】区が行う健診以外の健診でございまして、特定健診の内容を含んでいる

場合には、それを区が把握することによりまして、みなし健診という形で、最終的には国保連を通じて国に把握しているということが上がりますと、特定健診の受診としてカウントされるということになりますので、これも受診率向上のための対応でございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】必ずしもその結果そのものを出してくださいというお願いではなくて、どういう健診項目を、人間ドックなり独自に受けた健康審査で、「受けたのですか」という質問をしたほうが適当だと思うのです。例えば質問票か何かを作って、受けた項目にチェックをしてもらうとかですね。そうではなくて結果を出してもらう理由を教えてください。

【会 長】ご説明ください。

【健康づくり課長】この特定健診の結果に基づいて、特定保健指導という生活習慣の指導がございまして、その階層化に必要な情報ということは健診の結果の内容がなければ階層化できませんので、受けたかどうかという事実ではなくて、健診結果もあって初めて、この特定健診のみなし受診としてのカウントになるということでございますので、健診結果の把握は必須ということでございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】よく分からないのですよ。その受診率の向上の話をしていて、どういう内容、どういう項目の検査を受けたのかを知る必要があるとそこまでは分かったのです。しかし、その後、検査結果のデータをもらって、それを分析する必要があるからという話になってくると、これは区民の健康状態の把握の話であって、受診率の話とは違うのではないかなと思うのですが。

【会 長】ご説明ください。

【健康づくり課長】特定保健指導と先程申し上げましたけれども、これは健診結果で血圧ですとか血液検査のデータですとか、それに基づいて必要な方に保健指導を行うということが制度となっております。その階層化と申しますのは、血圧ですとか血液の検査データ、それをきちっと入力することによって、それが区の健診であっても人間ドックのデータであっても、保健指導の対象として事業に組み込まれますので、結果的には区の健診でない方も、特定健診の受診率としてカウントされるということでございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】そうではなくて、取得する情報が、受診率向上と全く関係ない話をしていて、指導をするために必要なのだという話であれば、そもそも事業名そのものから変わってくるはず



なのですよ、この取得する情報から言うと。その点はどうなのでしょう。

【会 長】ご説明ください。

【健康づくり課長】失礼致しました。特定健診の受診率は法定報告の数字がございまして、これが公式の受診率になるのですけれども、これは健診結果の入力が完了してきちっと国保連を通じて国に届いたものが結果になりますので、区が委託で行っている、医師会で行っている健診であっても、人間ドックのデータを把握して入力したのも、特定健診の結果として入りますので、結局受診率としてはどちらも同じように寄与するということでございます。受診率の向上に繋がるということでございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】受診率というものを把握するときには、受診結果、健診の結果を区が把握しているものを受診率のベースとなる数字としてカウントするという、そういう話なのですね。つまり、受診率向上というのは、区が区民の方々の健康状態をどこまで把握しているかと、そういうことを言っているわけですか。

【会 長】私も同じ疑問を持っているので、本人の健康だけなら人間ドックへ行って自分で結果聞いているのだから、区が何でそこに介入するのか。余計なことではないですか。ということは、区としてはなるべく沢山の人の情報を集めたいということをやっているのではないのと、これは。それは何に利用するのか。場合によったら、また区だけではなくて、そのデータが全部全国的にどこかに提供されて、どこかで何かに使われているのではないかと、これくらいの疑問だと思って答えていただきたい。受診率を上げて統計の数を増やすまではいいのです。増やして何に使うのと聞いているのです。これ何か他のことに使う可能性があるのではないのと。自分が人間ドックに行って、ちゃんとどこが悪いと医者から言われて知っているわけですね。それなのにその人にわざわざ聞くというのは、それで何か指導をするというのはおかしいのではないかとということですよ。

【会 長】鍋島委員。

【鍋島委員】聞いたところによると、まだ行っていない人が多いので、電話勧誘すると聞いたのです。それで、あまり行っていない人が多い。私はちゃんと行くのですけれども、未受診者が多いと、こういう健康診断の予算を削られてしまうと。それは大変だということで、私たちの団体もなるべくともかく受けなさいという宣伝をしているのですけれども、そういうことではないですか。

【会 長】そういう疑問があるのですよ。だから、そういうことに何か答えないと。

【健康づくり課長】人間ドックの場合、受けている方が改めて区の健診を受けるということは、あまりメリットがないだろうということで勸奨、改めて受けてくださいということにはならないと思うのですけれども、人間ドックの結果であっても、特定保健指導という国保の事業としては、生活習慣に関しての改善の支援はできますので、そういったことも用意されているということをきちっとお伝えした上で、同意いただける方にはご提出をお願いするという考え方でございますので、その必要がないという方に無理にというような考え方はございません。あくまで国保の加入者の方を対象とする特定健診、特定保健指導としての、その事業のメリットをいただける方を増やしていくということでございます。単に統計ということでの意識ではございません。

【会 長】金澤委員。

【金澤委員】1番目の質問は、国保で健診を受ける、区から来たもので健診を受けた人の結果ですよね。結果は区に報告されているのですか。

【会 長】ご説明ください。

【健康づくり課長】されております。

【会 長】金澤委員。

【金澤委員】されているのですか。それを元に、例えば私はずっと今まで新宿区でいろいろな会議とか、いろいろなところで資料として、女性の子宮がんの検診率が新宿区は全国ワーストで、子宮がんで亡くなる死亡率もワーストだと。ということは大変なことだというふうに認識していたのですけれども、前も言いましたけれども、被用者保険だったり、今言った人間ドックだったり母数に入っていないではないですかと。だから、今度は母数が知りたくて今おっしゃっていると思うのですけれども、そこにかぶせて今のお話だと結果も出してよと。結果出さなかったら受けたという、国保以外で受けた数にはならないのですかという質問なのです。結果出してよとって本人のプライベートな、まず国保で受ける人は自分の結果が区に行っているということも知らなかったわけです。受けたという事実は行くだろうけれども、区がお金出してくれているのだから。受けたという事実は行くけれども、データまで行っているとは思ってもみなかった。そこにプラス、他で受けたデータも頂戴よと言われると、何なのだという話に聞こえるのですね。

だから、数だけで十分なわけで、全国でワーストに新宿区があるのだから、それを周知してもっと受けてよということは、数の把握でいいわけで、そんな内容まで全部行っていたのですね、国保で受けた人のデータも全部行っていたという事実もびっくりだし、それが行っていた

と知っている人は、行くのが嫌だから他で受けている場合もあるわけですよ。いろいろな視点が混ざっての話なので、もうちょっとすっきりしていただきたいというのは、どういう病気の人が新宿区民に多いのかとか知りたくて、そんなにかき集めたいのですかと。保健指導までしたいとおっしゃっても、個人で保健指導を望みますかという欄もあって、望まない人もいっぱいいるわけです。

【会 長】三雲委員が指摘してくれたとおりなので、区民の方には、何かちょっと分かりにくいので、ご説明ください。

【健康づくり課長】申し訳ありません。受診率ということで目的の欄に記載させていただきましたけれども、現在、高齢者の医療確保法によりまして、各医療保険者によりまして40歳から74歳までの加入者の方に対しては、特定健康診査を行うようにと義務付けられておりまして、受診率の目標としては40%、50%くらいはいくようにというところが一般的でございます。ただ、残念ながら新宿区の場合は法定報告でまだ35%いくかいかないかくらいの状況でございまして、受診率を向上させるというところは、私どもは所管として非常に意識しているところではございますけれども、一方で区民の方にとっては、どういう形で健康診断を受けたいか、その後の指導を受けるに当たって、様々なお考えがあるというところは、もちろん意識しなければいけないと思っておりますので、決して無理強いということではなくて、理解、希望される方は区の検診も受けられますし、また保健指導も受けられますと、そのような形で、いつもご案内はしているつもりでございます。

【会 長】だから、それを受診した区民のために使うのですかと、他のことに使うのですかというのを、みんな聞いているのですよ。自分のためだったら、人間ドックへ行って結果を聞いて、お医者さんから指導を受けているわけだから、何で区がそんなことを聞いて、何をするのでかと言いたくなるわけですよ。だから、指導とかと言っているのは、そんなのはおまけの話で、何か他のことを考えているのではないですかとみんな思っています。制度的な問題があるのかもしれないから、もうちょっとここでは議論できないのかなと思っておりますけれども。何か追加でご質問かご意見あれば。三雲委員。

【三雲委員】結局、区の方が訪れてきて、健診結果を出していただきたいと、これがお願いベースであるとしても、区民にとっては出さなくてはいけないのかという、そういう圧力になるわけです。しかし、出させる法的根拠はどこにもない、あくまでもこれはお願いベースだから。そういう形で個人情報、しかもセンシティブなものを集めるということが、本当に適当なのかということは、個人情報保護の観点からは指摘をしなくてはいけないと思うのです。

それともう1つ、今、厚労省が中心になってやっていると思うのですけれども、医療データ、パーソナルデータの利活用というのは非常に、官民挙げてやるのだということを政府は言っていて、当然、行政機関が持っている情報についても、独立行政法人が持っている情報についても、これをビッグデータとして活用するのだと、個人情報を活用するのだという法律を作りました。今度の4月には、医療機関が持っている医療情報についても、民間の事業者がお願いして、これをパーソナルデータとして活用できると。つまり、医療機関からそれぞれの患者さんたちの医療情報が外に出るといことが可能になったわけですね、これは匿名化ということになって。今度、総務省は自治体に対して同じことをやりなさい、条例を変更しなさいということを書いてきているわけです。そうすると自治体の方に蓄えられていた個人情報というものが、パーソナルデータという形で、これ非識別化という加工をするらしいですけれども、民間の事業者も活用可能になるわけです。そのためのデータベースを拡充しようとしているというふうには私には見えないのですね。

どうしてこういうことに区が一生懸命になって、要するに区民の個人情報を必要もないのに集める必要があるのかと。自分で人間ドックを受けた人は、自分で健康管理しているわけですから、別にそれを公に渡す必要はないわけです。そういうものを集めるということが私には理解できなくて、なぜそのことを区の方で皆さんの健康状態を把握したいのだという言い方ではなくて、受診率の向上という言葉で、また違う目的を持ってくるのかが分からないのです。受診率の向上であれば、先程言ったようにチェックリストを持って行って、どういう項目を受けたのですか、教えてください、これを受けているということは特定健診を受けたのと同じ効果があるから受診率にカウントできますと、これで十分なはずなのですけれども、そうではない形で情報収集している。そうすると目的に照らして過大な情報収集をしているとしかみえないのです。

【会 長】今、ここに議題として出てきているのは、業務委託の問題で出てきているのですよ。だけど皆さんが言っているのは、実は収集、今ちょっと最後に三雲委員が指摘した収集の問題なのです。ここでみんなが議論をしているのは。このことを収集していいのと、収集した情報を、個人情報を収集目的に限定して利用されているのですか。その人間ドックみたいなものは、いや、これは何でこれが、収集する目的自体がおかしいのではないのですかと、聞いているわけですね、みんなは。だから、収集の問題だという意識は、そちらにはないのです。みんなここで議論をしているのは収集の問題を議論している。あなたの方は委託だから、頼むのですね。頼むかどうかだけを今ここへかけているなというような感じなのです。

ちょっと制度の話は今やっても、今日の議題にならないのですみません、もうこの提案を業務委託することが適当か、今みたいに、これは個人情報の収集が絡んでいるということ意識していただいて、この提案を認めるかどうかで、議論を限定していただきたいということで、収集の問題が実はあって、これ収集の問題というと議案を出し直してもらわないといけないくらいのお話なのです。だから、それはちょっと、今日は置いておいて、そういう問題があることを意識していただいて、この業務委託の点についてお尋ねしますけれども、委託先というのはどういうところですか。そういう個人情報を収集してもらおうというか、させる仕事を頼むような委託先というのはどういうところですか。

【健康づくり課長】委託先ですけれども、基本的にはコールセンター業務です。電話で勧奨等を行うことがメインですけれども、その他にも訪問で公共料金の徴収等そういった対応の経験があるところでございます。ですので、コールセンターと訪問と両方を行うことができる事業者でございます。

【会 長】ここに書いてある委託先は、りらいあコミュニケーションズというところですか。

【健康づくり課長】委託先で記載しているところでございます。プライバシーマークとISO27001を取得しているところでございます。

【会 長】医療と関係のないところですか、ここは。

【健康づくり課長】直接は無関係でございます。

【会 長】要するにアンケート調査をやっているようなところですね。

【健康づくり課長】そうです。

【区政情報課長】実際に、この資料30-1にも書かせていただいておりますけれども、訪問の勧奨自体が予定としては1月ということもございますので、もしよろしければ実際に訪問をして、その人間ドックの情報を、例えば得ることの事業の本来の目的の整理ですとか、それからそれに伴う区の考え方、収集した後の、どういうふうに区の方で活用するのかという全体も含めて、11月に再度ご報告をして、またご意見をいただいて。今、ちょっと確認しましたところ、電話の個別勧奨については9月末に契約をして業務を進めなければいけないということがございますので、訪問勧奨の部分については11月に改めてご報告をして、ご意見も賜った上で詳細、契約の内容を業者と詰めさせていただくというようなことで、お願いいたします。

【会 長】電話勧奨については前にもやりましたよね。今年初めてここにかかったのは訪問勧奨だということですよ。だから、そういうことにしていただいて、一応もし電話勧奨の件について、今日何かこの審議会の意見を聞いたほうがよければそれだけ諮って。分けますか。

【区政情報課長】勸奨については、もうこれまでどおりでございますので。

【会 長】あるわけだよね、前にやったのでね。

【三雲委員】前に見落とししたのかもしれませんが。電話でも健診結果の提出協力というものの依頼があるわけですね。

【会 長】ご説明ください。

【健康づくり課長】受けていらっしゃるという場合には、お尋ねすることはあります。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】これ、ここの2ページ目のところに、健診結果提出協力の依頼等についてというふうになっていて、これはもう既に行っているということによろしいのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【健康づくり課長】依頼自体は行っております。

【会 長】いいのですか。前にこの審議会にかけて、今おっしゃっている人間ドック等の結果協力の要請も、以前この審議会です承を得ていますということで、こういう制度でお知らせしましたけれども、ぜひ受診してくださいというだけのことでしょう、その場合は。受診の勸奨ですね。

【健康づくり課長】基本的にはそういう内容でございます。

【会 長】電話というのは未受診の方に対して。何か分かりましたか。

【健康づくり課長】失礼しました。検査の、人間ドックのデータについては、積極的にこちらからお求めしているわけではなくて、自分で出しますという方をお受けしているという状況でございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】よく分からないのですけれども、そういうことを示唆されなければ、出しようがないと思うのですよね。受けましたか、受けました。それでおしまいのはずですね。結果はどうですかと言われて、それを教える義務もないし、自分から差し出してくる人がいるというのは、にわかには信じがたいのですよ。

【会 長】ご説明ください。

【健康づくり課長】少数ですけれども、ほんの数名ですけれども、現在そういう方がいらっしゃいます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】今、この事業の概要の中には電話勸奨の中に、もう既に健診結果提出協力という

依頼が入っているのですね。これは、私は問題だと思っているので、今度9月下旬から電話の勧奨を委託するということになっていきますけれども、そこでこの依頼という部分を業務から削除することはできないのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【健康づくり課長】今回の人間ドックのデータの収集につきましては、電話勧奨、訪問勧奨ともいずれからも除いた形で、切り離して人間ドックのデータ収集に関しては、今回は行わないということで対応は可能でございます。

【会 長】そうすると、今の修正は、この電話勧奨も、訪問勧奨も今日議題にかけて意見をお聞きしたいと、こういうことですか。いいですか。

【区政情報課長】今、整理しますと、電話勧奨で受診してくださいという電話の委託のみに今回させていただいて、11月の本審議会に改めて人間ドックの結果の収集についての区としての位置付けですとか、法的な根拠ですとか、その辺を全部整理しまして、どういうことに活用するのとか、あるいは区民の方へ、どういうふうなお知らせをして同意を得るのかというようなことも、お諮りをして進めたいと、業務委託の中に盛り込むのであれば、それ以降盛り込みたいというふうに考えます。

【会 長】要するに収集の問題は一切ない形にして、この健診のお知らせを発信したのに未回答者について、電話で受診をしませんかという勧奨をするだけと、こういうことでよろしいですか。

【健康づくり課長】電話勧奨におきましては、そのような対応をお願いします。

【会 長】要するに受診しませんかということを、日にちが長いですがけれども、期限がここまでですけれども、よろしかったらぜひお受けくださいと、こういうことですね。これだけのことを電話勧奨すると、こういうことですね。何かご質問かご意見。三雲委員、何かありますか。いいですか。どうぞ、鍋島委員。

【鍋島委員】私は区の健診の他に、人間ドックみたいなものをやっていたので、今のお話を聞いていて、これはそういうふうに読み取れなかったものですから、ちょっとびっくりしたのですね。この文章だけ読んでみると、私のだったら希望があればそちらに提出するというようなことになると思うので、個人的には絶対それはしたくないという感じがあります。自分の問題として、これでは読み取れないので、ここで、これの判断だったら拒否しないとだめだと思ったくらいです。ということをつけ加えます。

【会 長】そういうことです。では、金澤委員。

【金澤委員】今回は60歳以上というところが赤字になっていますね、1月に電話未完了の60歳以上。今度11月にご説明いただくときに、この2ページの下の方に、第3回本審議会では69歳以下で了承したよと、第7回本審議会では70歳から74歳までは了承したよと書いてあって、今回は60歳以上の人を1月に、電話をしてもだめだった人のところに行くのだよと、この辺も含めて納得がいくご説明をぜひお願いしたいと思います。

【会長】分かれば今回は回答要りませんので、次回に。質問の意味は分かりましたか。

【健康づくり課長】はい。

【会長】よろしいですか。他にございませんか。ないようでしたら、これも報告事項ですので、今の収集は一切行わないということで、了承ということに致しました。よろしゅうございますか。では、本件は了承ということに致します。ご苦労さまでした。

次に、資料31「新宿区立公園における防犯カメラの設置等について」であります。それでは、説明をお願い致します。

【みどり公園課長】それでは、新宿区立公園における防犯カメラの設置についてですが、平成26年第1回本審議会におきまして審議いただきまして、平成26年12月までに2園の区立公園に防犯カメラを設置して活用してきたところです。下の表に書いてございますが、西早稲田児童遊園、こちら西早稲田三丁目にある公園に2基で、同じく平成26年に新宿遊歩道公園に1基設置しております。今年度、犯罪行為や児童への声かけ事件が発生しております2園の区立公園に、新たに防犯カメラを設置することによりまして、より一層児童を中心とした公園利用者の安全確保を図るものです。

公園の位置につきましては、資料1に示しましたとおり、下の表にもございますが、迎賓館の近くにある四谷見附公園、こちらはすみません。住所が誤植でして、新宿区四谷一丁目です。こちらに2基、あと都庁の前にあります新宿中央公園の水の広場に2基となります。詳しい設置箇所につきましては、資料1の2枚目と3枚目に記載してございます。

なお、新宿中央公園につきましては、平成25年4月から指定管理制度を導入しておりますので、新宿区防犯カメラの設置及び運用に関する要綱第6条第1項に基づきまして、指定管理者に防犯カメラの運用に関する事務を行わせるものとします。

隣のページですけれども、このため指定管理者が取り扱う個人情報の業務としましては、防犯カメラの運用に関する業務を追加致します。指定管理者が取り扱う個人情報の項目としましては、防犯カメラの画像になります。防犯カメラのデータは内臓のSDカードに保存します。SDカードは鍵を使わなければ開きませんので、施錠管理をしております。また画像確認時に



もIDとパスワードが必要となりますので二重に保護されております。

指定管理者は、指定管理者独自の個人情報保護マニュアルと新宿区個人情報保護条例と、併せて遵守するとともに、新規職員を中心とする従事者に対する研修を必要に応じて実施しまして、利用者の個人情報保護と情報セキュリティ対策を徹底致します。

区としましては、随時立入り検査などによりまして、個人情報保護対策を指導徹底致します。指定管理者期間の満了時には、保有した個人情報は、速やかに区に返還させるとの措置を取ります。

なお、区と指定管理者で提携する協定書には、次のページの個人情報に関する特記事項を既に添付してございます。

雑駁であります、説明は以上となります。

【会 長】この映像の保存期間というのは参考までに聞いてみるのですけれども、どのくらいですか。

【みどり公園課長】1週間撮りまして、その後映像が重なっていく形になります。

【会 長】1週間分しか残らないということですか。

【みどり公園課長】それでどんどん画像を積み重ねていく形になります。

【会 長】防犯カメラって、大体原則的にそんなものですか。1週間くらいのものでしょうか。

【みどり公園課長】そういう形の運用が多くなってございます。設定によってはもっと変えることもできます。

【会 長】分かりました。もう1点だけ。今度設置するこの公園は、どんな犯罪が多いところですか。

【みどり公園課長】まず2園ありますが、四谷見附公園でございまして、迎賓館の前の若葉東公園のすぐ横の公園ですけれども、四ツ谷駅に近いということもありまして、不審者が結構出るということで、特に不審者の児童への声かけ、中学校とか学習院初等科等に接していますので、そういう事案が多数発生してございます。もう1つの新宿中央公園でございまして、こちらはイベントなどがよく行われます水の広場になります。こちらは痴漢行為、暴行行為等が発生しております。

【会 長】この防犯カメラで、大体人の顔が分かる程度の位置とか精度ですか。

【みどり公園課長】それだけの解像度のものをつけようと考えております。

【会 長】何か他に質問かご意見ございますか。西村委員。

【西村委員】2点質問があります。まず、収集するのは画像だけでしょうか。音声も含むので

しょうかというのが1点です。2点目、これの3ページ目に書いてございます指定管理者が取り扱う個人情報の項目で、上記業務3に係る利用者の情報項目なのですが、当該対象者を写す防犯カメラの画像と、この場合の当該対象者とは何を、誰を意味するのでしょうか。2点です。

【会 長】お答えください。

【みどり公園課長】こちらの情報は画像だけになります。それと当該対象者というのはこちらの、利用される方に対する画像という意味になります。言葉が誤解を生みますので、こちらの公園を利用している方という意味になりますので、表現を改めたいと思います。

【会 長】よろしいですか。西村委員。

【西村委員】防犯カメラの画像だけでいいのではないのでしょうか。

【みどり公園課長】そのように直します。

【会 長】よろしいですか。

【西村委員】大丈夫です。

【会 長】他にご質問か、ご意見ございますでしょうか。井下田委員。

【井下田委員】参考31-2ですね。第1条に目的が書かれていまして、2行目に区の施設を利用する者等の安全の確保及び権利の保護、並びに区の施設の適正な管理を図ることを目的とするのが、この防犯カメラの設置及び運用に関する要綱で書かれていて、大目的だと思うのですが、この防犯カメラの設置及び運用に関する要綱で書かれていて、大目的だと思うのですが、公園を利用する方々の安全の確保と、あとは例えば公園があって、その周りが民家だった場合、ここに書かれている目的は安全の確保なのですが、その方が例えば民家に対して何か、例えばいたずらか何かしていると、こういう事例が多かった場合は、防犯カメラの設置及び運用に関する要綱に則るのか、則らないのかというのを、お聞かせいただければと思います。

【会 長】ご説明ください。

【安全安心担当副参事】この要綱に則ったカメラの設定となりますと、今言われたように公園の中から近隣の方に対する、一般個人に対する損害だとかがある可能性があるのですが、付けてくださいという要請に基づく設置というのは考えておりません。

【会 長】井下田委員。

【井下田委員】分かりました。では、あくまでもこの公園を利用する方々の安全の確保、今回、載っているのは、今年度犯罪行為や児童への声かけ事件が発生しているから、こうした防犯カメラを設置するという考え方になっているということで、近隣の民家の方々は、対象にならな

いという考え方だということですね。分かりました。ありがとうございました。

【会 長】他にご質問か、ご意見ございますでしょうか。西村委員。

【西村委員】技術的なことで追加の質問がありますが、個人が識別できる程度の解像度というふうにおっしゃいましたけれども、これはアングルを変えたり、ズームをすることができるようなカメラでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【みどり公園課長】基本的に定点で、その場で撮るだけですので、それはできないカメラになります。

【会 長】他にご質問か、ご意見ございますか。ないようであれば、これは報告事項ですので了承することでよろしゅうございますか。

では、本件は了承することに致します。

【区政情報課長】恐れ入ります。審議会のお時間が4時を回ってしまいましたけれども、可能であれば今回お諮りする事項については、8番まで審議をお願いしたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

【会 長】マイナンバー絡みの事案というのは、どうしても時間がかかるのですね。すみません、できるだけご協力ください。

それでは、資料32「イントラネットシステム利用時に係る認証方式の変更に伴う職員証顔写真の目的外利用等について」であります。それでは、説明をお願いします。

【情報システム課長】それでは、イントラネットシステム利用時に係る認証方式の変更に伴う職員証顔写真の目的外利用等についてご説明させていただきます。

まず、当案件は、個人情報保護条例第11条第2項第5号の目的外利用及び第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）において本審議会に諮問し、第14条第1項（業務委託）に基づいて報告をするものでございます。

1ページをおめくりいただきまして2ページ、事業の概要でございます。事業名はイントラネットシステムにおける二要素認証対応になります。事業内容をご覧ください。ただ今申し上げましたイントラネットシステムと二要素認証についてご説明致します。

まず、1 イン트라ネットシステムの概要についてです。別添の資料32-1、イントラネットシステム概念図をご覧ください。A4横のものでございます。カラーで、色刷りになっております。庁内のネットワークは緑色で記載してあります4つのシステム、これが相互に連携しながら形成しております。図中左側に記載してあります住基、税務、国保、年金など大型の

ホストコンピュータ、これを利用した基幹業務システム、一番上に書いてでございます。そして、戸籍情報、それから職員情報、滞納整理支援システムや福祉情報システム、これらパソコンを利用した各課小型システムと記載してございますが、これが2番目のものです。それから、またマイナンバーの中間サーバと連携するための団体内統合宛名システムと庁内ネットワークを挟んで、右側に記載してございますイントラネットシステム、大きく分けるとこの4つが庁内のネットワークの全てでございます。

イントラネットシステムでは、ご覧のように財務会計、文書管理、庶務事務等の庁内内部事務処理を行っております。利用者は区職員ほぼ全員の約3,000人。職員はこのイントラネットを通じて日々の仕事をしてございます。このイントラネットシステムに新たに顔認証システムを導入するというのが、今回お諮りする内容でございます。

2ページの事業の概要にお戻りください。事業の内容の2 認証方式の変更でございます。下の米印にございますように、年金機構の情報漏えい事故を受けまして、平成27年に政府が行った「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化について」という通知の中で、多要素認証によるセキュリティ対策を講じることが明記されてございます。要するに端末操作者が操作者本人であることを確認することによって、成り済まし防止を講じるセキュリティ対策でございます。現在当区での認証は(4)にありますように、利用者IDと利用者だけが知り得るパスワードによる単一認証でございます。今後はこれに(5)にございますように、利用者の身に備わっている特徴である、顔情報を加えることにより、二要素認証による認証方式としてまいります。

3の導入時期、方法でございます。(6)にありますように、導入時期は次期イントラネットシステムの稼働に合わせ、職員が使用するパソコンに標準搭載のカメラにて、顔情報を読み取りログオンする認証を採用致します。また、認証元の顔データは(7)にございますように、人事課が保有しております職員証の顔写真を利用してシステムに取り込んでまいります。

以上が事業の概要説明でございます。

それでは、3ページをご覧ください。目的外利用に係る諮問事項でございます。件名はイントラネットシステム利用時に係る認証方式の変更に伴う、職員証顔写真の目的外利用についてでございます。概要でご説明させていただいたとおり、イントラネットシステムにログオンする際に、二要素認証として顔情報を採用するため、現在人事課で保有する職員証の顔写真を目的外利用するものでございます。下から2つ目、2段目です。目的外利用の時期・期間でございます。記載のとおりでございますが、なお開始が平成29年10月2日となっております

のは、システム導入前の改修、それから検証期間のためでございます。

続きまして、4ページをお開きください。電算開発等に係る諮問事項でございます。件名はイントラネットシステム利用時に係る認証方式の変更についてでございます。上から3段目、記録される情報項目ですが、2 記録項目に今回追加する項目として顔認証情報を明記してございます。変更理由、変更内容は概要でご説明したとおりでございます。下から2段目、個人情報保護対策でございますが、5にありますように顔認証情報は、顔自体の生体情報ではなくて、目や鼻、口などの形状、大きさを特定するものではなく、目や口、鼻等の座標情報、要するに位置だとかバランス、こちらを暗号化したものと致します。さらに6のとおり、この顔認証情報はイントラネットシステムでのみ利用するものでありまして、その他のシステムでは一切できないよう対策を講じてまいります。一番下の段、開発の時期でございますが、記載のとおりでございます。

続きまして5ページ、電子計算機による個人情報の処理委託に係る報告事項でございます。件名はイントラネットシステム利用時に係る認証方式の変更に係る、システム改修等業務の委託についてでございます。委託先は現システムを構築した業者と同じく日本電気株式会社、委託の内容は顔認証サーバ等の整備、顔認証環境の整備、それから顔認証情報の取込み支援、二要素認証の検証支援、記載のとおりでございます。委託の開始時期及び期限ですが、開発・整備業務及び保守業務について記載のとおり、平成29年10月2日から平成30年3月31日まででございます。委託に当たり、区が行う情報保護対策、受託業者に行わせる情報保護対策については、ダミーデータを使用することや、セットアップについては、区職員が立ち会うなど、これまでの業務委託と同様の対策をとってまいります。

【会 長】ご質問かご意見ございますか。西村委員。

【西村委員】ちょっと説明を聞き漏らしたかもしれないのですが、資料32-1ですが、イントラネットとインターネットの方がネットワーク分離をされているとなっておりますけれども、インターネットの方でも顔認証システムと書いてあるのですが、今回はこれは対象になっていないのですか。

【会 長】ご説明ください。

【情報システム課長】この資料32-1の図で見ると、パソコン2台に分かれて、別々のパソコンでやっているように見えますが、現実的には1台のパソコンを切り分けながらやっております。ですので、ログオンする際には必ず顔認証をするということになっております。

【会 長】西村委員。

【西村委員】私、これの題名だけ見て、そういう印象を持ってしまったのですけれども、実際にはインターネット接続にも顔認証を使うということであれば、このタイトルはイントラネットシステム利用時に係るという修飾語がついているので、何かちょっと違和感を感じるのですけれども。

【会 長】ご説明ください。

【情報システム課長】インターネットシステムに繋ぐためには、イントラネットシステムを通じたログオンの体制が必要になってまいります。1台のパソコンで行っていますので、まずイントラネットシステムに繋いだ上で、インターネットの方に繋いでいくというような、そのところは切り分けなのですが、まずイントラネットに繋がないとインターネットに繋がらない、というご理解をしていただければと思います。

【会 長】西村委員。

【西村委員】ちょっとくどいようですが、そうするとイントラネットで入って、次にインターネットに入っていこうというときには、顔認証はもはやないのですか。

【会 長】ご説明ください。

【情報システム課長】そのとおりでございます。

【会 長】ご質問ありますか。金澤委員。

【金澤委員】指認証は今までなかったのですか。

【会 長】ご説明ください。

【情報システム課長】はい。

【会 長】金澤委員。

【金澤委員】では、いきなり顔認証に入るのですね。

【会 長】ご説明ください。

【情報システム課長】指認証というのは、例えばその生体認証には、指の指紋であるとか、静脈であるとかそういう認証もございますが、そういった認証については採用してございませんでした。それについては別途機器が必要になってまいります

【会 長】顔認証も生体認証の方法はあるのですか。あるとして、これ何か目とか鼻とかの位置関係と書いてあるのですが、それは何か相当コストが安いとか、そこらはちょっとどういふことで生体認証ではなくて、そういう位置認証ですか、そうなったか説明してください。

【情報システム課長】今、二要素認証の生体認証として幾つかあるうち、どうして顔認証にな

ったかというご質問かと思えます。今、会長がおっしゃるとおり、コスト的に別途、今ご説明しましたとおり、静脈であるとか、そういったものについては別途端末をそろえる他に、そういった認証をするための機器が必要になってまいります。そうすると端末を職員全員にほぼ3,000人おりますが、3,000台あるとして3,000台のそういう機器が必要になってまいります。ところが、今度カメラですと、カメラ標準搭載のパソコンに付随しているカメラがございまして、そういった機器を導入することによって、別の機器が要らなくなるというように、まずコスト的には安くなります。

それから、今度はその認証の精度の問題になってまいりますけれども、どうしても静脈認証だとか指紋認証だと誤認証というか、誤検知というものが多くなってきてございます。それに比べて顔認証というのがどんどん精度が上がってきて、座標のところ非常に正しい認証が行えるような技術が伴ってまいりました。そういったことから、顔認証を採用させていただいたということでございます。

【会長】他に何か、ご質問かご意見ございますでしょうか。ないようでしたら、これはまだ職員の方だけだからとりあえずは、ある意味ではテスト段階かなと思えますけれども、一応諮問事項が幾つかございまして、顔写真を、今、職員証という職員の身分証明書についている顔写真を、このシステムに利用させていただきたいという目的外利用と、そのシステムの利用に伴う認証方式の、今までの認証とは違う方式に変更するということが諮問事項2つ、それから報告事項としては、その認証方式の変更に伴うパソコンのシステム改修について業務を委託する、これだけですよね。

【情報システム課長】はい。

【会長】では、この諮問事項につきましては承認ということで、報告事項としては了承ということで、よろしければそうしたいと思えます。いかがですか。よろしゅうございますか。

では、本件は、諮問事項2件は承認、報告事項1件了承ということで終了致します。

資料33と資料34は関連して1件だそうですので、何とかおつき合ください。

資料33「被災者台帳の作成に関する事務の特定個人情報保護評価（基礎項目評価）の実施結果及び庁内連携情報項目の追加について」、これが資料33、それから資料34は「被災者台帳の作成に関する事務における情報連携等の開始に伴うシステムの改修等について」であります。それでは説明をお願いします。

【危機管理課長】では、2件報告をさせていただきます。まず、お詫びが1つございます。事前に参考ということで参考33-2でございますけれども、本日机上で差替えをさせていただ

いてございます。申し訳ございません。差替えのほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、報告の中身に入る前に、今回の被災者台帳の作成に係る事務につきまして、大まかなところの、全体の流れを先にご説明させていただきたいと思ひます。説明につきましては、参考資料 3 3 - 1、こちらのカラー刷りの方です。それから参考 3 3 - 2、差替え後のこの 2 つをまずお出しいただければと思ひます。

まず被災者台帳でございますけれども、どういうものかということでございますが、大規模災害が発生した際に、被災した区民の方に対しまして、区が実施する各種の生活再建支援、この進捗状況を一元的に管理するための台帳というものでございます。大規模災害時には多数の区民に様々な生活再建支援、こういったものを実施致しますので、抜けですとか漏れがない確実な支援を実施する、そのためにこの台帳が必要になってくるものでございます。資料にありますように、災害対策基本法第 9 0 条の 2 が根拠でございます。

被災者台帳に至るまでの流れでございますけれども、この被災者生活再建支援システム、こういったシステムの流れの中で台帳まで行き着くと、そういった流れでございます。真ん中に 1、2、3、4 とありますけれども、まず簡単に申し上げますと、被災して建物の被害の認定調査を行います。それから 2 つ目にそういった認定調査の建物の被害ですね。調査結果をデータ化し、それに基づきまして、区民の申請に基づいてこの罹災証明を発行すると。ここまでが罹災証明の発行までのシステムでございます。その後、生活再建という支援に繋がるわけですが、このシステムを使いまして、引き続き被災者台帳を作成していくと、そんな流れでございます。

続きまして、今回の報告につきましての大まかな説明でございますけれども、参考の 3 3 - 2 をご覧ください。上の方でございますように、今回、個人番号、マイナンバーを利用しまして、被災者台帳作成に係る情報照会を効率的に実施するというものでございます。これにつきましては平成 2 5 年の番号法改正によりまして、被災者台帳作成に関する事務、これが個人番号利用事務に位置づけられております。マイナンバーを用いた情報のやりとりが可能となっているわけでございます。こういったマイナンバーを利用しない現在の状況でございますけれども、従来は被災者台帳作成に当たりまして必要な情報、例えばその方が介護保険サービスを利用しているですとか、そういった情報を取得する際には、被災者台帳を管理している、危機管理課が、情報保有先に文書で照会をする必要がございます。あるいは他団体に対しましても、文書による照会を行っていくということでございますけれども、今後はマイナンバー関連のシステムを用いた照会を行いますので、従来よりも迅速で確実な情報収集が可能になって、区民



の生活再建支援を推進する体制が強化されると、そういったものでございます。

では、資料33を見ていただきまして報告をさせていただきます。

まず、被災者台帳作成に関する事務の特定個人情報保護評価（基礎項目評価）の実施結果及び庁内連携情報項目の追加についてのご報告でございます。

資料33-1をお開きください。基礎項目評価書でございます。なお、今回の評価に当たりましては、事務の対象者のしきい値判断でございますけれども、区の地域防災計画の大規模地震被害想定によりまして、被災者台帳に掲載される人数は約6万8,000人というふうに判断させていただきましたので、今回のPIAにつきましては基礎項目評価とさせていただきます。

続いて関連情報の記載がございます2ページ目、こちらをお開きいただきたいと思っております。事務の名称が、被災者台帳の作成に関する事務でございます。②事務の概要でございますけれども、災害対策基本法第90条の3第1項に基づく被災者台帳の作成でございます。③この事務に関連するシステムでございますけれども、記載のとおり①から⑤までのシステム、あるいはネットワークでございます。大きな2番の特定個人情報ファイル名につきましては、被災者台帳ファイル、大きな3番の個人番号の利用の法的根拠でございますけれども、①番号法第9条第1項、別表第1、36の2でございます。それから、その法令に基づきます政令でございますが、長い政令名でございます恐縮でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令でございますけれども、ここの第28条というところございます。それから3つ目に区の条例でございます。

続きまして、庁内連携の情報項目の追加について、ご説明をさせていただきます。

資料を戻っていただきまして、2ページ目、表紙の裏ですね。目的から記載されておりますページの3番の庁内連携の部分でございます。今申し上げましたように、番号法に基づきまして被災者台帳の作成に関する事務を処理するために、庁内連携を行うこととなります。庁内連携を行う情報項目は、先程申し上げました命令の第28条に基づいて示される情報でございます。資料33-2、これが情報連携をさせていただきます項目の一覧でございます。

以上、雑駁でございますけれども、資料33に基づく報告は以上でございます。

【会 長】資料34はどうされますか。

【危機管理課長】続きまして、資料34の説明をさせていただきます。

被災者台帳作成に関する事務における情報連携等の開始に伴うシステムの改修等について、

ご報告をさせていただきます。

まず、情報連携のイメージということで、また恐縮でございますけれども、参考の33-3をお開きいただきたいと思います。個別の説明の前にこちらを使いまして情報連携のイメージについて、ご説明をさせていただきますと思います。

先程、マイナンバーを用いまして被災者台帳の作成に必要な情報を、情報を保有している組織に照会するというところをご説明させていただきましたけれども、照会する先は2つございます。1つは庁内、それから庁外でございます。その流れをこのポンチ絵で示させていただきますけれども、まず庁内につきましては、左下に利用パソコン危機管理課とございますけれども、これがイントラのパソコンでございます。こちらから真ん中にごございます団体内統合宛名等システム、こちらの方に照会をかけるということで情報連携を図ります。それから庁外につきましては、同じく利用パソコン、左の方から、下の方に赤い帯がありますけれども、自治体中間サーバプラットフォームというところを利用して、外部の他団体に対する照会を受けるという流れでございます。

照会をさせていただきました結果につきましては、危機管理課の職員が左の方にごございますけれども、手処理で被災者台帳の方に入力をして反映するという流れになってございます。

なお、マイナンバーはこういった情報を照会するためのキーとして利用するものでございまして、被災者台帳にマイナンバーは記載しないというふうな形になってございます。

続きまして、同じくこちらの参考資料です。被災者台帳につきましては、新宿区内の在住者だけでなく、住民登録外のものも掲載される可能性がございます。そのために被災者システム改修を実施致します。具体的には団体内統合宛名等システム、こちらのシステムに住民登録外のもの宛名情報を、保有管理できるように改修すると、そういった内容でございます。

では、恐縮でございます。資料34に基づきまして説明をさせていただきます。

資料34の3ページをお開きください。システムの改修についてでございます。表の3段落目でございますけれども、改修後のシステムに記録される情報項目でございますけれども、個人の範囲は、被災者台帳に記録されている住民、及び住民登録外者でございます。記録される項目でございますけれども、標準的な団体内統合宛名等システムと同一の記録項目でございます。それから、下へいっていただきまして、開発等を委託する場合における個人情報保護の対策でございますけれども、これにつきましては、これまでのシステム開発と同様に、委託先に個人情報を一切触れさせないですとか、あるいはテストにはダミーデータを用いるなど、確実な個人情報保護の対策をとってまいります。それから、改修時期につきましては、9月20日

から10月31日を予定してございます。

続きまして、資料の4ページをお開きください。外部結合についてのご報告でございます。被災者台帳作成に関する事務のために、他の自治体との情報連携を行うために、先程参考の33-3でご説明しましたとおり、他の地方公共団体情報システム機構、J-LISですね。こちらの管理する自治体中間サーバとの外部結合を実施致します。結合の対象者でございますけれども、被災者台帳に記録されております住民及び住民登録外者でございます。結合される情報項目につきましては、資料34-1のとおりでございます。結合開始の時期につきましては、本年の10月を予定してございます。結合に当たりましては、他の事務と同じくLGWAN回線を用いるですとか、それから情報の外部持出しの制限等の情報保護対策を、確実に実施してまいります。あるいは送受信を行う場合の情報の暗号化ですとか、それからウィルス感染の対策、あるいは標的形攻撃対策ソフトですとか、こういったシステムの情報保護の対策は当然でございますけれども、利用に当たりましては、指定したパソコン以外には利用者ですとか、担当者以外は利用できないとそういったものにするですとか、運用におけます保護対策についても、しっかりやっていきたいと思っております。

報告の最後でございます。資料5ページをお開きいただきたいと思っております。今回のシステム改修における事業者への委託の実施についての報告でございます。委託先につきましては、日本電気株式会社とさせていただきます。理由につきましては、本システム構築時の開発委託先でございまして、当該委託に必要なノウハウを有しているためでございます。委託内容は団体内統合宛名等システムの改修と、それから開発事項に係ります保守でございます。改修時期につきましては、システム改修と同じく9月20日から10月31日を予定してございます。

それから、区が行う情報保護につきましては、(1)のシステム改修と同じく、しっかりと確実な対策を取ってまいります。それから、受託事業者に行わせます情報保護対策につきましても、これまでのシステム開発と同様に、取扱責任者及び取扱者を予め指定して区に報告させるですとか、実データを使用した検証作業は区の職員が実施するですとか、個人情報区役所外に持ち出せない等、確実な対策をとってまいります。

【会長】 それでは、資料33と資料34につきましてご質問とご意見ですけれども、ご質問、ご意見される前に、どちらの資料33の方か、資料34の問題なのか、問題の方を必ず指摘をした上で発言をお願い致します。 それでは、質問かご意見ございましたらどうぞ。

被災者台帳というのは、他の自治体でもいろいろ作ってこられて、そういう実績を元に、同じようなものを作るということですよね。

【危機管理課長】 実際使われたのは、昨年、熊本で地震がございました。あそこで罹災証明もやりましたし、こういった同じシステムを使って被災者台帳も発行していると。記録をしっかりと積み上げているとそういった実績は、熊本で実際に地震がございまして、災害がございましたので、そういった実績がございます。

【会 長】 あのとくに協力で行って、職員の方が熊本に協力体制で行って、実際にそのシステムの動きを見たりしてきたと、そういうことですか。

【危機管理課長】 熊本市の職員だけでは罹災証明も、それから生活再建もなかなか難しいということでございますので、東京都23区も含めて、いろいろな各地からこういった罹災証明発行事務に、あるいは台帳事務というところに携わりまして、応援体制を組んでいると、そういった状況です。

【会 長】 同じシステムを導入するということですね。

【危機管理課長】 新宿区に導入している同じ被災者再建システム、これを熊本でも導入しているということです。

【会 長】 何かご質問かご意見ございませんでしょうか。では、よそでテスト済のようですから、これは沢山ありますけれども、まず資料33につきましては特定個人情報保護評価の実施結果及び庁内連携情報項目の追加について、これは報告事項ですので了承ということにしまして、資料34につきましては、被災者台帳のことですけれども、情報連携等の開始に伴うシステムの改修が1つ、2つ目は情報連携の開始に係る外部結合、3つ目がシステム改修等に関する業務の委託についてでありますけれども、この3つ、合わせて報告事項4つについて、これ了承ということによろしゅうございますか。

では、本件は全て了承ということで終了致します。どうもご苦労さまでした。

【区政情報課長】 長時間にわたり、ありがとうございました。情報提供ということで、個人情報保護条例の改正のご説明を簡単にしようと思ったのですがけれども、次回、もし冒頭お時間頂戴致しまして、これは番号法の改正に伴う引用条項の条ずれのご報告といたしますか、第3回定例会で区議会の方にご審議いただきますので、また、次回報告させていただきます。

【会 長】 それでは、よろしいですか。では、長時間の超過でまことに恐縮でしたけれども、これをもちまして本日の審議を全て終了として、第4回審議会を閉会と致します。

どうもご苦労さまでした。ご協力ありがとうございました。

午後4時40分閉会